

大規模災害時における相互応援に関する協定書

福島県伊達市及び長野県南牧村は、大規模災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、気象災害、地震災害、原子力災害及びその他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合に、応急対策並びに復旧及び復興対策が円滑に遂行されるよう相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類及び内容）

第2条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- （1）被災者の一時的な受入れ
- （2）食糧、飲料水など応急対策及び復旧に必要な物資及び資機材の提供
- （3）災害応急措置及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （4）前各号に掲げるもののほか、特に要請のある事項

2 第1項第1号の被災者の一時的な受け入れについては、別途協議する。

（応援の要請）

第3条 応援の要請を行う場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日速やかに文書を送付する。

- （1）被害の状況
- （2）応援の場所及び当該場所への経路
- （3）必要とする物資等の品目及び数量
- （4）必要とする職員の職種、人数及び派遣期間
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された側は、誠意を持ってこれに応じ、応援活動に努める。

2 大規模災害による通信の途絶等により連絡が出来ない場合は、前条に規定する要請を待たずに自主的に応援活動を行うことが出来る。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除き原則として受援側が負担する。

2 受援側が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ受援側から要請があった場合は、応援側は当該費用を一時繰り替え支弁する。

(情報の交換)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換を行う。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、協議して定める。

(適用)

第8条 この協定は、平成25年3月1日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、各々記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月1日

福島県伊達市長 仁志田 昇 司

長野県南牧村長 菊 池 幸 彦